

公害患者を支援した市民運動

土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会



アジア砒素ネットワーク



宮崎大学土呂久歴史民俗資料室
川原一之

宮崎で始まった記者生活

1. **朝日新聞社に入社**（1969年4月）
朝日新聞に入社し、初任地の宮崎で
念願の記者生活を始めた



2. 宮崎は大きな事件・
事故のない平穏な土
地だった

3. **記者3年目**（1971年）**の11月**に、のちに「第4
の公害病」の地域に指定される土呂久と出合った

**地球上に不毛の地などない。人の住む地を掘
り起こせば報道すべき事案が埋まっている**



忘れられない土呂久体験

幹旋を受けたあと
落ち込んでいた鶴江さん

1. 知事あっせん（1972年12月）

黒木博知事が患者と住友金属鉱山の間に立って、責任をあいまいにし、健康被害を狭く限り、「こんご請求しない」と請求権を放棄させた補償。佐藤鶴江さんは「神と頼んだ知事さんに裏切られた」と怒りを胸に押し込んだ



2. 朝鮮人強制連行真相調査団（1974年4月）

朝鮮人の墓（石ころ）を守ってきた鶴江さん宅で調査団が聞き取り中、私は玄関先で立ち話をしていた。突然、飛び出してきた鶴江さんから「その声は川原さんじゃないですか」と言われ、胸が熱くなった。

**孤立無援の土呂久の被害者のために何かをしなければ
……佐藤鶴江さんが呼んでいた**

東京社会部の誘いを断って宮崎に

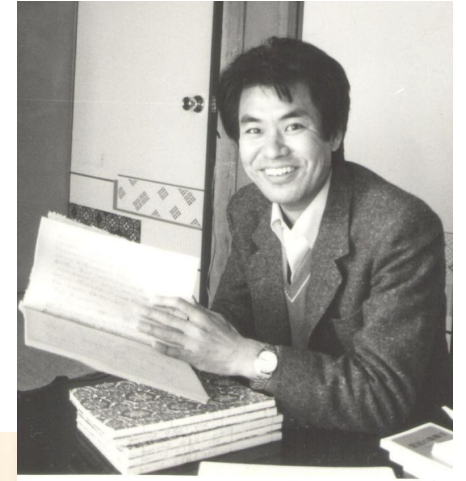
1. 1975年1月、東京社会部の「日本の首相」取材チームのメンバーになり「身内から」を書く
2. 福岡に戻って2カ月後「日本の首相」のデスクから「東京の社会部に来ないか」と誘われた。
「九州の社会部のエースになります」と断った
3. 司法記者の仕事が一段落した1975年7月末に朝日新聞を退社、9月から宮崎市内の印刷会社「鉾脈社」に勤務した
4. 鉾脈社の川口敦己社長は**「宮崎の文化を革新する」**という志をもって毎日新聞を辞めて宮崎にとどまり印刷・出版を始めていた

東京でなく宮崎に自己実現の場を求めた



職を捨てて土呂久にのめりこむ

1. 鉦脈社を1年で辞めて、土呂久にのめりこんで2つのことをした
2. 1つは、土呂久の記録を書いて残すこと。ガリ刷りの「土呂久つづき話 亜砒鉦山（あひやま）」を月2回発行して土呂久で配布した
3. 1つは、「被害者を守る会」の会員になり、公害患者に冷淡な宮崎県の公害行政を改めさせる運動、土呂久公害訴訟の支援に打ち込んだ



土呂久の記録者・被害者運動の支援者となった

宮崎県の土呂久公害行政は出発点で誤った

1. 欠陥だらけの土呂久住民健康調査（1971年11月）

- ①1920～1962年、土呂久鉱山で亜ヒ酸製造
- ②1967～1972年、4大公害訴訟の報道
- ③1970年12月佐藤鶴江が「私も公害患者」と法務局に訴え
- ④1971年11月13日岩戸小教師が教育研究集会で報告
- ⑤2週間後の28日宮崎県医師会が土呂久住民健康調査
医師会は「公害などない」の先入観、6時間で241人調査
ベルトコンベア健診に批判、「皮膚症状だけ」の結論



2. 低額・請求権放棄の県知事あっせん

- ①1972年7月宮崎県が7人の慢性砒素中毒患者を確認
- ②知事が患者と住友金属鉱山の間で補償あっせんを表明
- ③12月知事あっせんによる補償が成立
- ④患者は低額（200～350万円）、請求権放棄を約束
- ⑤佐藤鶴江「神と頼んだ知事さんに裏切られた」
鶴野秀男「小学校出の百姓が大学出の県職員にごまかされた」

孤立した患者の怒りの声に動かされた市民の間に支援の輪が広がった

市民組織「被害者を守る会」結成

被害者の会結成

- ①1973年8月27日「土呂久公害被害者の会」（約20人）発足
1974年2月21日「土呂久鉱山公害被害者の会」（佐藤実雄会長、56人）に改称
- 目的は、i) 公害の実態を明らかにする ii) あらゆる症状の患者を公害病に認定させ、積極的な対策をおこなわせる
iii) 鉱山操業に伴う損害の補償を要求する、など



支援組織の結成

- ①1973年10月27日宮崎の自然保護団体の代表が土呂久訪問
1974年3月2日「土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会」結成。目的は被害者の会と同じ。会長は元小学校校長の落合正。「体制に弓をひくのだから、昔の百姓一揆に匹敵する」
- ②全国に広がった会員、一時期は1000人を超える。
- ③土呂久で被害者・支援者交流会を開催。山間の村人と都市の市民が手を結んで、企業と行政に闘いを挑んだ



行政不服審査の闘い

行政不服とは：行政機関による違法・不当な処分に不満がある住民が、行政機関自身に再考を求める手続き
公害健康被害補償法は、公開の場で口頭審理をおこなうなど、特別な規定を設けている

1976年3月、宮崎県が公害病認定を申請していた患者を「認定要件の3症状（皮膚・鼻・末梢神経）に該当しない」として申請棄却

1976年8月、認定申請を棄却された患者が行政不服を請求

1980年5月、公害健康被害補償不服審査会は5回の口頭審理を経て、審査会独自の判定方法で9人中4人が慢性砒素中毒症であることを認めて逆転認定する裁決をだす

闘いの進め方

- ①宮崎県の資料から欠陥を洗い出して認定要件の誤りを指摘
- ②土呂久が公害地域に指定後、発表された医学論文を積み重ねて土呂久住民の全身に多様な健康被害が現れていることを明らかに
- ③堀田宣之診断書をもとに慢性砒素中毒症であることを立証

行政不服の口頭審理



★証言や資料に基づく事実を示して相手に承認させていく

★理論と理論で闘う空中戦は疲弊するだけで勝利に結びつかない

★裁決によって、宮崎県の土呂久公害行政の誤りがただされた

行政不服で勝利の裁決

1. 9人のうち4人の患者が逆転認定の裁決。「1人でも認定されれば勝ちといってよい」というほど難しい闘いに勝った。**大勝利**といえる
2. 環境汚染について「大気系、水質系、土壌系の汚染があり、我が国では**前例のない長期にわたる環境汚染**の下におかれ、経皮、経気道、経口の各経路により砒素の侵襲を受けた」
3. 慢性ヒ素中毒症の判断方法について「まず皮膚所見について砒素による疑いの有無を検討し、次いで慢性砒素中毒症に見られ得る非特異的症状について、それが他の原因によるかどうかを検討し、それらの所見を総合して判断する」という**審査会独自の判断方法**を明示した



宮崎の市民運動が行政不服を闘って、国の定めた判断方法を退け、審査会独自の判断方法で4人の患者を慢性砒素中毒症と認めさせた

15年におよぶ土呂久公害訴訟

第1回口頭弁論の法廷

土呂久公害患者が住友鉱を被告にして提訴

- ①1975年12月、5人と1遺族が最終鉱業権者の住友金属鉱山に健康被害の償いを求めて宮崎地裁延岡支部に提訴した
- ②1984年3月、宮崎地裁延岡支部は患者全面勝利の判決を言い渡した。住友鉱は控訴。



被害者は土呂久山荘で和解成立の知らせを聞いた

最高裁で住友鉱との和解が成立

- ③1988年9月、福岡高裁宮崎支部の判決は、公害健康被害補償法で受け取った補償額を差し引くとして、認容額を一審の6割に減じ、公健法受給13人に一審で受領した金額の一部（1億2千万円）を住友鉱に返還せよと命じた
- ④1990年3月、2陣訴訟の原告18人に最良の判決言い渡し
- ⑤1陣と2陣の原告は最高裁に和解を要請、1990年10月最高裁で、住友鉱が原告（41人）に4億6千万円の見舞金を払う和解が成立した。15年に及ぶ裁判の終結

資金の応援はカトリック信者と労働組合

カトリック信者の支援

- ①1972年5月、カトリックの「愛の実行運動」の具体的な実践を考えていた日向学院短大の生熊来吉助教授が土呂久・松尾を訪ねる
- ②1973年8月、横浜で開かれたカトリック社会問題研究所のセミナーで生熊助教授が土呂久公害について報告
- ③73年12月、横浜の矢島惣平、加藤満生弁護士が土呂を久訪問。翌年の日弁連の休廃止鉱山鉱害調査に展開
- ④75年8月からカトリックの人道支援組織「カリタス・ジャパン」が土呂久援助を決定。14年間贈りつづけた援助金総額3450万円
- ⑤87年に土呂久・松尾鉱毒被害者と共に歩むカトリックの会結成。2年9カ月間に1035万6千円を集めて土呂久患者の裁判を支援



カトリックの救援金で土呂久被害者の会に車が贈られた



傍聴にかけつけた労組員

県内の労働組合がつくった共闘会議

- ①1976年3月、宮崎県地方労働組合評議会が「土呂久・松尾鉱害訴訟共闘会議」を結成。84年5月、松尾と土呂久の訴訟に勝利して所期の目的を達成したとして解散。参加77団体から3360万円のカンパを集めた。
- ②労組員が毎回の裁判の傍聴にかけつけて応援した

裁判の資金に全国のカトリック信者の救援金と宮崎県内労働組合のカンパ（募金）をあてた

慢性ヒ素中毒は全身に多様な症状



ボーエン病



角化症
(バン
グ
ラデ
シュ
で撮
影)

慢性砒素中毒症の特徴

1. 皮膚に特異な症状（色素異常・角化症）が現れる
2. ヒ素は体内に入ると、血液によって全身に運ばれてSH基（チオール基）と結合し、さまざまな健康障害（非特異的症状）をひきおこす
3. 長期の潜伏期間を経て、皮膚、呼吸器、泌尿器、肝臓などに癌を発症する

土呂久訴訟判決が認めた砒素による健康被害

皮膚症状、慢性呼吸器障害、眼・鼻・口の粘膜障害、心臓・循環器障害、胃腸障害、肝障害、末梢神経障害（多発性神経炎）、視力・視野の障害、聴力障害、嗅覚障害、中枢神経障害、レイノー症状、造血器障害、肺癌、喉頭癌は砒素曝露との間に相当因果関係がある

被害者と支援者の運動が国・県の公害行政を変えた

「記録・土呂久」が毎日出版文化賞特別賞を受賞

出版の目的： 孤立無援だった山村の被害者と、都市からかけつけた市民、法律家、医師、宗教家、労働組合員、報道関係者など諸分野の人々が協力して進めた運動を記録に残すことで、土呂久公害の経験を広く市民活動共有の財産にしたい

- ①1990年6月、土呂久の運動に関わってきた6団体で「土呂久を記録する会」を結成
- ②トヨタ財団から1990年度と1991年度に「土呂久をめぐる運動に関する記録」の作成および出版のテーマで計250万円の助成を受けた
- ③1993年5月、土呂久を記録する会編「記録・土呂久」（本多企画 613ページ、4800円）を出版
- ④1993年11月、毎日出版文化賞特別賞を受賞



審査委員の評： ようやく声をあげた鉍毒の被害者は、多くの人々の助力を得て、行政と鉍山会社に対して人権回復の闘いを20年にわたって押し進め、力尽きて運動を終えた。本書はその記録である（栗原彬）

地方（宮崎）の運動の記録が中央の歴史ある出版文化賞を受賞した

アジア砒素ネットワークを結成、国際協力へ



九州の山間の集落・
土呂久



医療協力



安全な
水供給

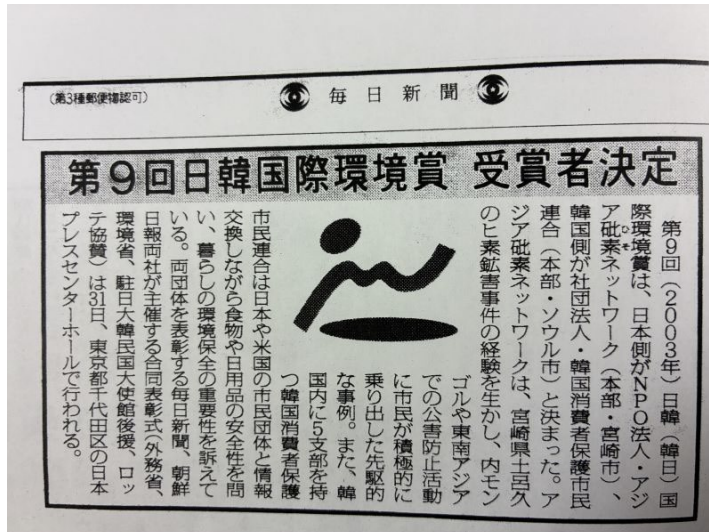


南アジアのガンジス川

日本列島の山間の集落で起きた砒素中毒患者支援の
運動からアジアの砒素汚染地の国際協力に展開した

アジアでの国際協力が評価されて受賞

1. 朝日新聞社の「**第1回明日への環境賞**」
被害者を守る会を母体に、医療・地質・水質の様々な専門家がそろい、アジアの砒素汚染地で幅広く、質の高い活動を展開
2. 毎日新聞社の「**第9回日韓国際環境賞**」
土呂久の経験を生かし、内モンゴルや東南アジアでの公害防止活動に市民が積極的に乗り出した先駆的な事例



宮崎の市民運動から出発した国際協力が朝日新聞社と毎日新聞社に評価されて受賞した

結び

- ①宮崎の山間の集落土呂久で孤立していた公害被害者を救援するために、市民組織「被害者を守る会」が設立された
- ②守る会は被害者が訴えた行政不服の代理人になり、宮崎県の処分を不当とする裁決をかちとって、被害者に冷淡な公害行政をただしていった
- ③土呂久の被害者は国際的な鉱山会社・住友金属鉱山を被告に据えて、健康被害の償いを求める訴訟に踏み切った。裁判を資金面で支えたのは全国のカトリック信者の救援金と宮崎県内労働組合のカンパだった。裁判は15年の闘いのあと、最高裁で和解して幕をおろした
- ④日本列島の山間の集落から出発した砒素中毒患者救援運動は、アジアのヒ素汚染地における患者の医療支援、安全な水供給へ展開した
- ⑤公害患者と支援者の運動を記録した「記録・土呂久」は歴史ある毎日出版文化賞特別賞を受賞、宮崎の市民運動から展開した国際協力は朝日新聞社と毎日新聞社に評価されて国際環境賞を受賞した
- ⑥土呂久の被害者・支援者の運動は宮崎県史を飾る市民運動であった